

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日光産業（株）（所在地 福井県福井市）、（株）光陽（所在地 福井県小浜市）、北陸ロード（株）（所在地 福井県越前市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 3月27日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約管理官 高橋 孝広 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）
経理調達課長 山本 陽介 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日光産業（株）	福井県福井市光陽1-6-10
（株）光陽	福井県小浜市遠敷9-403
北陸ロード（株）	福井県越前市本保町24-43

2. 指名停止措置期間：平成30年3月27日 ～ 平成30年4月26日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

日光産業（株）、（株）光陽及び北陸ロード（株）並びに3社の実質的経営者は、架空の外注費を計上するなどして約6400万円を脱税したとして、福井地検より法人税法違反の罪で平成30年1月15日、在宅起訴された。

5. 措置理由

このことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1～14 略 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき。 16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内